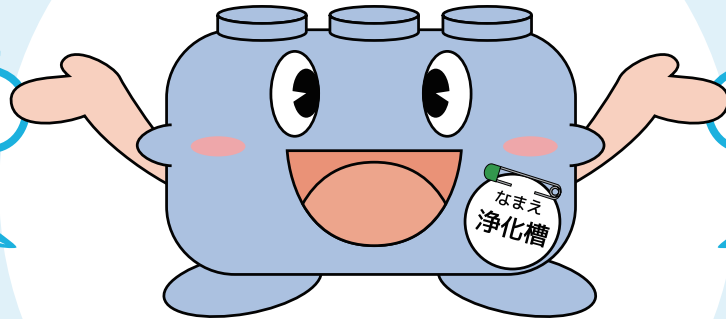


浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

法定検査は
浄化槽の健康診断。
毎年一回受けてね。



微生物の働きで
汚水をきれいに
します。

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務付けられています

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

維持管理

清掃

たまった汚泥や
固形物の引き抜き

法定検査

(設置後の検査)
(定期検査)

■ 設置後の検査 (浄化槽法第7条第1項)

設置された浄化槽が、適正に施工され、正常に機能しているかを確認する検査です。
浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から5か月の間に行わなければなりません。

■ 定期検査 (浄化槽法第11条第1項)

維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する検査です。
毎年1回行わなければなりません。

- 保守点検は保守点検業者に、清掃は清掃業者に、法定検査は県が指定した指定検査機関に依頼してください。それぞれに費用(手数料)がかかります。

法定検査を受けなくてよいという事業者は悪質な事業者です。
気を付けましょう。



